

厚生労働省発職 0318 第2号

令和4年3月18日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
第一 職業訓練の認定基準並びに認定職業訓練実施基本奨励金及び認定職業訓練実施付加奨励金の支給基準に係る特例の延長

一 令和三年二月十二日から令和四年三月三十一日までの間に、職業訓練の認定を受けようとする職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）を開始しようとする者に係る申請職業訓練の認定基準について、申請職業訓練を開始しようとする日から三年以上前における当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の認定職業訓練を行った実績を用いることを可能とする特例の期限を令和五年三月三十一日まで延長すること。

二 令和三年二月十二日から令和四年三月三十一日までの間に、介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であつて、厚生労働省人材開発統括官が定めるものを開始した場合の認定職業訓練実施基本奨励金の支給については、特定求職者等一人につき一万円を増額して支給する特例の期限を令和五年三月三十一日まで延長すること。

三 令和三年二月二十五日から令和四年三月三十一日までの間に開始される実践訓練であつて在職者であ

る特定求職者等を対象とするものに係る認定基準について、訓練期間を二週間以上六月以下とするともにも、訓練時間を一月当たり六十時間以上かつ一日当たり二時間以上六時間以下とする特例の期限を令和五年三月三十一日まで延長すること。

四 三の特例により認定を受けた職業訓練を行う者が別の職業訓練の認定に係る申請を行った場合に認定を受けることができない基準を、当該認定を受けた職業訓練の修了者等の就職率が百分の三十未満であることとする特例の期限を令和五年三月三十一日まで延長すること。

五 三の特例により認定を受けた職業訓練に係る認定職業訓練実施付加奨励金について、修了者等一人につき一万円に当該職業訓練に係る付加奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額等を支給することとする修了者等の就職率の基準を百分の三十以上百分の五十五未満とするともに、修了者等一人につき二万円に当該付加奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額等を支給することとする修了者等の就職率の基準を百分の五十五以上とする特例の期限を令和五年三月三十一日まで延長すること。

六 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「規則」という。）附則第三条に規定する職業訓練の認定基準等の特例を廃止すること。

第二 (略)

第三 施行期日等

- 一 この省令は、令和四年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。